



発行 東京都

目次

74

規則

- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則…（総務局行政部振興企画課）…一
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則…（同）…二
- 東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）…三
- 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則…（福祉保健局保健政策部疾病対策課）…四
- 東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則の一部を改正する規則…（同）…三〇
- 東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則の一部を改正する規則…（同）…三〇
- 東京都在宅人工呼吸器使用難病患者に対する訪問看護事業の実施等に関する規則の一部を改正する規則…（同）…三三

規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十七号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則（平成二十二年東京都規則第五百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十七の項イ中「第七条の三第一項」を「第六条第一項」に、「小児慢性疾患医療費助成申請書兼同意書」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼同意書」に改め、同項ロ中「第七条の三第五項」を「第六条第四項」に改め、同項ハ中「第七条の三第六項」を「第六条第五項」に、「医療券再交付申請書」を「医療受給者証再交付申請書」に改め、同項ニ中「第七条の三第七項」を「第六条第六項」に、「小児慢性疾患医療費助成申請書（更新）兼同意書」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（更新）兼同意書」に改め、同項ホ中「第七条の三第八項」を「第六条第七項」に、「東京都医療費助成対象者証明書」を「東京都医療費支給認定対象者証明書」に改め、同項ヘ中「第七条の三第九項」を「第六条第八項から第十項まで」に、「医療券」を「医療受給者証」に改め、同項ト中「第七条の四第一項」を「第六条の二第一項」に、「小児慢性疾患重症患者認定申請書兼診断書」を「小児慢性特定疾病重症患者認定申請書兼診断書」に改め、同表二十九の二の項の次に次のように加える。

二十九の三 特例	難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年東京都規則第九十四号）第十八条の規定による東京都医療費助成対象者証明書の交付
六十一の三の項	
チに規定する難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の施行に	

係る事務のうち  
規則に基づく事  
務であつて別に  
規則で定めるも  
の

第二条の表三十五の項イ中「第五条第一項」を「第五条」に改め、同項中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同項ホ中「医療券等」を「医療券」に改め、同項中ホをことし、ニの次に次のように加える。

ホ 規則第十二条の二の規定による知事に提出すべき変更申請書の受理

第三条の表十三の二の項中「ハまで」の下に「、ホ及びヘ」を加え、同表十三の三の項中「ニ」の下に「及びト並びに前条の表二十九の三の項」を加え、同表十八の項中「三十五の項ホ」を「三十五の項ニ」に改め、同表二十二の項中「三十五の項イからニまで」を「三十五の項イからハまで、ホ」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第九十八号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十一の項及び十一の二の項を次のように改める。

<p>十一 特例条例第 二条の表二十六 の項ヨに規定す る児童福祉法 (昭和二十二年 法律第百六十四 号)の施行に係 る事務のうち規 則に基づく事務 であつて別に規 則で定めるもの</p>	<p>児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第百六十九号）第十九条の規定により知事が発行した児童福祉施設設置認可書及び児童福祉施設廃止（休止）承認書の交付（区市町村以外の者が設置した児童厚生施設に係るものに限る。）</p>
<p>十一の二 特例条 例第二条の表二 十六の項タに規 定する児童福祉 法の施行に係る 事務のうち規則 に基づく事務で あつて別に規則 で定めるもの</p>	<p>児童福祉法施行細則（以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 規則第六条第一項の規定による知事に提出すべき小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼同意書の受理 ロ 規則第六条第四項の規定による知事に対して行うべき変更届の受理 ハ 規則第六条第五項の規定による知事に提出すべき医療受給者証再交付申請書の受理 ニ 規則第六条第六項の規定による知事に提出すべき小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（更新）兼同意書の受理 ホ 規則第六条第七項の規定による東京都医療費支給認定対象者証明書の交付 ヘ 規則第六条第八項から第十項までの規定による知事に返還される医療受給者証の受理 ト 規則第六条の二第一項の規定による知事に提出すべき小児慢性特定疾病重症患者認定申請書兼診断書の受理</p>

チ 規則第十九条の規定により知事が発行した児童福祉施設設置認可書及び児童福祉施設廃止(休止)承認書の交付(区市町村以外の者が設置した母子生活支援施設及び保育所に係るものに限る。)

第二条の表十一の二の項の次に次のように加える。

<p>十一の三 特例条 例第二条の表二十六の項レに規定する児童福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>児童福祉法施行細則第十九条の規定により知事が発行した児童福祉施設設置認可書及び児童福祉施設廃止(休止)承認書の交付(区市町村以外の者が設置した障害児入所施設(児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。)及び児童発達支援センター(同法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。))に係るものに限る。)</p>
<p>十一の四 特例条 例第二条の表二十六の項ソに規定する児童福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>児童福祉法施行細則第十九条の規定により知事が発行した児童福祉施設設置認可書及び児童福祉施設廃止(休止)承認書の交付(区市町村以外の者が設置した助産施設に係るものに限る。)</p>

第二条の表十三の二の二の項イ中「第五条第一項」を「第五条」に改め、同項中口を削り、ハをロとし、ニをハとし、同項ホ中「医療券等」を「医療券」に改め、同項中ホをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ 規則第十二条の二の規定による知事に提出すべき変更申請書の受理

第二条の表十三の二の二の項へ中「変更届等」を「変更届」に改める。  
第二条の表十三の四の八の項の次に次のように加える。

<p>十三の四の九 特 例条例第二条の表二十九の六の十九の項チに規定する難病の患者に対する医療等に関する法律等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年東京都規則第九十四号)第十八条の規定による東京都医療費助成対象者証明書の交付</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

第三条の表三の二の項中「十一の項チ及び同表十一の二の項」を「十一の項、同表十一の二の項チ、同表十一の三の項及び同表十一の四の項」に改め、同表四の項イ中「十一の項」を「十一の二の項」に、「十三の二の二の項イからニまで」を「十三の二の二の項イからハまで、ホ」に改め、同表四の三の項中「十三の二の二の項ホ」を「十三の二の二の項ニ」に改め、同表八の九の項中「ハまで」の下に「、ホ及びヘ」を加え、同表八の十の項中「ニ」の下に「及びト並びに前条の表十三の四の九の項」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

●東京都規則第九十九号

東京都管住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都管住宅条例施行規則(平成十年東京都規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第三号中「一人が」の下に、「難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項に規定する指定難病」を、「疾病」の下に「(東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成二十六年東京都規則第二百号)附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる医療費助成に係る同規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第一の第一類に掲げる疾病を含む。第七項において同じ。)」を加え、「第二十一条の五に規定する厚生労働大臣が定める慢性疾患」を「第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病」に改め、同条第七項第三号中「一人が」の下に「、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病」を加え、「第二十一条の五に規定する厚生労働大臣が定める慢性疾患」を「第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都管住宅条例施行規則第十条第三項第三号及び第七項第三号に規定する基準に基づき一般都管住宅の使用料の減免を受けている者に係る当該減免の取扱いについては、なお従前の例による。

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

●東京都規則第二百号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成十二年東京都規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第六条第一項及び第三項」を「第六条」に改める。  
第五条第一項中「(次条第二項に規定する特定疾患登録者証の交付を受けた後、再び症状が悪化し、医療費助成を受けようとする者を含む。 )及び道府県知事から交付を受けた同項に規定する特定疾患登録者証に相当する証書を有する者で東京都の区域内に住所を有することとなったもの(以下「転入軽快者」という。 )」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。  
一 別表第一の第一類に掲げる疾病に係る対象者(第六号に規定する者を除く。 )  
次に掲げる書類

イ 難病医療費助成申請書兼同意書(別記第一号様式)

ロ 臨床調査個人票(別記第二号様式)

ハ 高齢者の医療の確保に関する法律により医療の給付を受けている者(以下「後期高齢者医療適用者」という。 )以外の対象者にあつては、住民票の写し(満十八歳未満の対象者にあつては対象者及び扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する扶養義務者をいう。 以下同じ。 )について、満十八歳以上の対象者にあつては対象者について記載のあるもの)

ニ 保険者が知事に所得区分に関する情報を提供することに同意する旨の書類

ホ 対象者が第三条第二号ロからへまでに掲げる規定により医療に関する給付を受けている場合は、被保険者の申請日の属する年度(申請日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。 以下この号において同じ。 )課税年額を証明する書類又は申請日の属する年の前年(申請日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)の所得税法(昭和四十年法律第

三十三号)の規定による所得税課税年額を証明する書類、対象者が同号イの規定に基づく国民健康保険組合から医療に関する給付を受けている場合は、当該世帯の被保険者全員の申請日の属する年度(申請日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税課税年額を証明する書類。ただし、当該対象者にあつては、本文に掲げる課税年額の情報提供に係る委任状をもって代えることができる。

二 別表第一の第二類に掲げる疾病に係る対象者 次に掲げる書類

イ 難病医療費助成申請書兼同意書(東京都対象難病用)(別記第二号様式の二)

ロ 臨床調査個人票

ハ 人工呼吸器等装着者に係る診断書(別記第二号様式の三)(対象者が人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする者であつて、第六条の規定による認定を受けた疾病(別表第一の第二類に掲げるものに限る。)により、継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある)かつ、日常生活動作が著しく制限されているもの(以下「人工呼吸器等装着者」という。)である場合に限る。

ニ 対象者及び対象者同一の世帯に属する全ての者について記載のある住民票の写し

ホ 次に掲げる対象者の区分に応じ、当該区分に掲げる者の、申請日の属する年度(申請日の属する月が四月から六月までの場合にあつては前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下この号において同じ。)の課税年額を証明する書類

イ 対象者が第三条第二号ロからへまでの規定による被保険者である場合 当該対象者

ロ 対象者が第三条第二号イ又はトの規定により医療に関する給付を受けている場合 当該対象者及び当該対象者の生計を維持する者として次条で定めるもの(以下「認定基準世帯員」という。)

ヘ 対象者がイ及びロのいずれにも該当しない者である場合 認定基準世帯員へ対象者に係る認定基準世帯員(リからルまでに該当する場合にあつては対象者

と生計を一にする者として次条で定めるもの(以下「医療費算定対象世帯員」という。))全員の被保険者証等の写し

ト 対象者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)第一条第一項第五号に規定する公的年金等の収入金額、合計所得金額及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号)第八条に規定する給付の金額を証明する書類(当該対象者が市町村民税世帯非課税者(対象者及び認定基準世帯員が、申請日の属する年度(申請日が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(特別区又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。))である場合に限る。))

チ 対象者が同一の月に受けた別表第一の第二類に掲げる疾病に係る医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例(これにより、算定方法)により算定した当該医療に要した費用の額が三万三千三百円を超えた月数が申請日の属する月以前の十二月以内に既に三月以上であること又はこれに準ずるものとして知事が別に定めるものであることを証明する書類として知事が別に定めるもの(当該対象者が当該規定に該当するとして申請を行う場合に限る。)

リ 医療費算定対象世帯員における他の難病認定患者(別表第一の第二類に掲げる疾病に係る対象者であつて、第六条の規定により認定を受けた者をいう。以下同じ。)に係る第七条第二号に規定する医療券の写し(当該対象者が当該医療費算定対象世帯員において該当する者がいるとして申請を行う場合に限る。)

ヌ 対象者又は医療費算定対象世帯員における難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。)第七条第一項に規定する支給認定に係る同条第四項に規定する支給認定患者等(以下この号において「支給認定患者等」という。))に係る同項に規定する医療受給者証の写し(当該対象者が、当該対象者が支給認定患者等であり、又は当該医療費算定対象世帯員において該当する者がいるとして申請を行う場合に限る。)

ル 対象者又は医療費算定対象世帯員における児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る同法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等(以下この号において「医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等」という。)に係る同法第十九条の三第七項に規定する医療受給者証の写し(当該対象者が、当該対象者が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であり、又は当該医療費算定対象世帯員において該当する者がいるとして申請を行う場合に限る。)

第五条第一項第三号ハ中「前号ハ」を「第一号ハ」に改め、同項第五号中「第八号」を「第七号」に改め、同号ハ中「すべての」を「全ての」に改め、同項第六号中「又は第二号」を削り、同号ロ中「第二号ハ」を「第一号ハ」に改め、同項第七号を削る。

第五条第一項第八号ロ中「第二号ハ」を「第一号ハ」に、「第一号ハ」を「第二号二」に改め、同号を同項第七号とする。

第五条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(認定基準世帯員等)

第五条の二 前条第二号ホの認定基準世帯員は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

一 対象者が第三条第二号ロからへまでの規定により医療に関する給付を受けている場合 当該対象者の加入している医療保険各法(第三条第二号イ及びトに掲げるものを除く。次項において同じ。)の規定による被保険者等(当該対象者以外の者であつて、かつ、健康保険法に規定する被保険者(同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。)、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は健康保険法第二百六条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。)

二 対象者が第三条第二号イの規定により医療に関する給付を受けている場合 当該対象者の加入している国民健康保険の被保険者(当該対象者以外の者であつて、かつ、当該対象者と同一の世帯に属する者に限る。)

三 対象者が第三条第二号トの規定により医療に関する給付を受けている場合 当該対象者の加入している後期高齢者医療の被保険者(当該対象者以外の者であつて、かつ、当該対象者と同一の世帯に属する者に限る。)

2 前条第二号への医療費算定対象世帯員は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

一 対象者が前項第一号に掲げる区分に該当する場合 認定基準世帯員及び当該対象者の加入している医療保険各法の規定による被保険者等の被扶養者

二 対象者が前項第二号又は第三号に掲げる区分に該当する場合 認定基準世帯員第六条第一項中「前条第一項」を「第五条」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第七条中「前条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」を「前条」に改め、同条第一号中「前条第一項」を「前条」に改め、同号中「難病患者等」の下に「(別表第一に掲げる疾病に係る対象者をいう。以下同じ。)」を加え、同号中「)」。ただし、重症認定患者等(重症認定を受けた患者(以下「重症認定患者」という。))並びに重症疾病、先天性血液凝固因子欠乏症等及び人工透析を必要とする腎不全に係る対象者をいう。以下同じ。)及び別表第一の二の階層区分Aに区分される者を除く。」を

「(のうち、別表第一の第一類及び第三類に掲げる疾病に係る対象者」に改め、同条第二号中「重症認定患者等(人工透析を必要とする腎不全に係る対象者を除く。))及び別表第一の二の階層区分Aに区分される者」を「別表第一の第二類に掲げる疾病に係る対象者」に改め、同条第五号中「前条第一項」を「前条」に改める。

第八条第一項の表一の項中「に掲げる疾病のうち、劇症肝炎、重症急性性肺炎又は重症多形滲出性紅斑(急性期)」を「及び第四類に掲げる疾病」に、「の属する月の初日から起算して六月を経過する日」を「以降の直近の九月三十日」に改め、同表二の項中「第一類に掲げる疾病のうち、劇症肝炎、重症急性性肺炎又は重症多形滲出性紅斑(急性期)以外の疾病に係る対象者、第二類及び第四類」を「第二類」に、「九月三十日」を「七月三十一日」に改め、同表四の項を次のように改める。

四 削除

第八条第二項中「前項の表二の項又は四の項」を「前項の表一の項」に改め、同条第

六項中「第五条第一項第八号」を「第五条第七号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第五条第一項第六号」を「第五条第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の表二の項の規定に該当する場合で、助成開始日から助成期限までの期間が三月以内であるときは、同表助成期限の欄の規定にかかわらず、当該申請に係る助成期限を、申請書を受理した日から一年を経過した日以降の直近の七月三十一日とすることができる。

4 第一項の表二の項の規定に該当する場合(前項の規定に該当する場合を含む。)で、同項(前項の規定に該当する場合は前項)に規定する助成期限内において第十二条の二第三項の規定による変更の認定を受けたときは、同表助成期限の欄の規定にかかわらず、当該認定に係る助成期限を変更前の認定に係る助成期限とする。

第九条第一項中「、訪問看護ステーション、指定訪問看護事業所」を「及び訪問看護ステーション並びに指定訪問看護事業所」に、「、指定介護療養型医療施設、指定介護予防訪問看護事業所、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防居宅療養管理指導事業所(以下「医療機関等」という。)」を「及び指定介護療養型医療施設(指定訪問看護(介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに該当する訪問看護をいう。)を行う者が運営するものに限る。)」並びに指定介護予防訪問看護事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防居宅療養管理指導事業所(指定介護予防訪問看護(介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護をいう。))を行う者が運営するものに限る。)(以下これらを総称して「医療機関等」という。)」に改める。

第十条第一項中「第五条第一項」を「第五条」に改め、「上欄に掲げるもの」の下に「(別表第一の第二類に掲げる疾病にあつては、前年度分の地方税法の規定による市町村民税課税年額を証明する書類を除く。)」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「第五条第一項第一号及び第二号」を「第五条第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一項に規定する者が、第十二条の二第二項第二号に規定する高額難病治療継続者に該当する場合は、第一項に規定する書類に加えて、同号に掲げる書類を提出するも

のとす。

第十一条の見出し中「医療券等」を「医療券」に改め、同条第一項中「又は軽快者」及び「又は特定疾患登録者証(以下「医療券等」という。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。

第十一条第二項中「医療券等」を「医療券」に改める。

第十二条(見出しを含む。)中「医療券等」を「医療券」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(認定内容の変更申請)

第十二条の二 難病認定患者は、次項各号に掲げる事項に該当した場合は、知事に第六条の規定による認定内容の変更を申請することができる。

2 前項の申請は、難病医療費助成変更申請書(別記第二十九号様式)に次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び医療券を添えて行わなければならない。ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。

一 当該認定に係る医療費助成の期間内において当該認定に係る疾病以外の疾病(別表第一の第二類に掲げるものに限る。以下「追加疾病」という。))について認定を受けようとする場合 当該追加疾病に係る臨床調査個人票

二 同一の月に受けた疾病(別表第一の第二類に掲げるものに限る。))に係る医療(当該疾病に係る第六条の規定による認定を受けた月以後のものに限る。))に要した費用の額につき別表第一の規定により算定した額が五万円を超えた月数が申請を行った日の属する月以前の十二月以内に既に六月以上ある者(以下「高額難病治療継続者」という。))となつた場合 高額難病治療継続者に該当することを証明する書類として知事が別に定めるもの

三 人工呼吸器等装着者となつた場合 人工呼吸器等装着者に係る診断書

四 第五条第二号リからルまでに掲げる事項に該当した場合 同号へ及びりからルまでに掲げる書類(当該変更に係るものに限る。))

五 別表第一の二に規定する階層区分に変更が生じた場合 第五条第二号ホ及びトに掲げる書類

3 知事は、前二項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定内容を変更する必要があると認めるときは、当該認定内容の変更の認定を行うことができる。

第十三条中「変更届（別記第三十号様式）」を「別表第一の第二類に掲げる疾病に係る被交付者以外の被交付者にあつては変更届（別記第三十号様式）」により、同表の第二類に掲げる疾病に係る被交付者にあつては変更届（別記第三十一号様式）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。

第十三条の表一の項中「第五条第一項各号」を「同項各号」を「同条各号」に改め、同表二の項中「第五条第一項第一号及び第二号」を「第五条第一号」に、「第五条第一項第一号ト」を「第五条第一号ホ」に、「及び第五条第一項第二号ホ」を「並びに第五条第二号ホからトまで」に改め、同項の次に次のように加える。

二の二 認定基準世帯員の構成に変更があつた場合	第五条第二号ホからトまでに掲げる書類
----------------------------	--------------------

第十三条の表三の項中「第五条第一項第五号ハ」を「第五条第五号ハ」に改め、同表四の項及び五の項を次のように改める。

四及び五 削除
------------

第十三条の二の見出し中「受給要件等」を「受給内容等」に改め、同条第一項中「前条の表三の項又は四の項」を「第十二条の二の規定による認定を行ったとき又は前条の表二の二の項若しくは三の項」に、「場合には、届出内容等」を「場合において届出内容」に改め、同条第二項中「前条の規定により届け出た変更届」を「前二条の規定による申請又は届出」に、「前項の規定により」を「第十二条の二第三項又は前項の規定により認定を受け、又は」に、「変更届」を「当該申請又は届出」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。

第十四条中「受理したとき」の下に「、第十二条の二の規定により難病医療費助成変更申請書を受理したとき」を加える。

第十六条第二項第一号中「医療費支給申請書兼口座振替依頼書（難病・一般用）」を

「医療費支給申請書兼口座振替依頼書」に改め、同項第二号中「被交付者」の下に「（医療又は投薬に係る医療費等の支払を受けようとする場合に限る。）」を加え、同条の次に次の一号を加える。

二の二 第七条第二号に規定する医療券の被交付者（介護に係る医療費等の支払を受けようとする場合に限る。）（介護給付費支給申請書兼口座振替依頼書（別記第三十四号様式の二）別表第一及び別表第一の二を次のように改める。





第四類

二 同一の月に受けた第二類に掲げる疾病に係る医療につき健康保険の療養に要する費用の算定方法の例(これによること)がでないときは知事が別に定める算定方法により算定した当該医療に要した費用の額が三万三千三百二十円を超えた月数が申請日の属する月以前の十二月以内に既に三月以上である者又はこれに準ずるものとして知事が別に定める者(第三類に掲げる疾病に係る医療費助成の申請を行う者に限る。)

一 第二類に掲げる疾病に係る対患者については、イに掲げる額(当該疾病に係る医療に食事療養(健康保険法第六十二条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この表において同じ)が含まれるときは、当該額及びロに掲げる額の合算額、当該疾病に係る医療に生活療養(同条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この表において同じ)が含まれるときは、当該額及びロに掲げる額の合算額)から二に掲げる額を控除した額とする。ただし、知事が必要と認めた場合はこの限りではない。

イ 同一の月に受けた当該疾病に係る医療(食事療養及び生活療養を除く。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、別表第一の二の規定により算出した額(当該額が当該算定した額の百分二十)〈当該難病認定患者が高齢者の医療の確保に関する法律第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者であつて、同法第六十七条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合その他知事

宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表3、4、5、(2)指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表の3、(3)指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表3、4、5

が別に定める場合にあつては、百分の十に相当する額を超えらるべきは、当該相当する額を控除して得た額

ロ 当該疾病に係る医療(食事療養に限る)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額を控除した額

ハ 当該疾病に係る医療(生活療養に限る)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する生活療養標準負担額を控除した額

ニ 医療保険各法又は介護保険法の規定により国又は地方公共団体の負担による医療又は介護に関する給付が行われる場合は、当該保険者が負担すべき額及び当該国又は地方公共団体の負担による医療又は介護に関する給付に係る額の合算額)

一 第四類に掲げる疾病に係る対象者については、イ及びロにより算定した額とする。ただし、知事が必要と認められた場合はこの限りではない。

イ 入院については、同一の医療機関(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。以下同じ。)ごとに一箇月につき一万円を上限として本人負担額と同額とする。

別表第1の2

階層区分	対象者別の一部負担額の月額限度額		
	一 二及び三に掲げる者以外の者	二 高額難病治療継続者	三 人工呼吸器等装着者
低所得Ⅰ	市町村民税世帯非課税者であつて、前年の公的年金等の収入金額等が80万円以下の場合	2,500円	2,500円
低所得Ⅱ	市町村民税世帯非課税者であつて、前年の公的年金等の収入金額等が80万円を超える場合	5,000円	5,000円
一般所得Ⅰ	市町村民税の課税年額が71,000円未満の場合(市町村民税世帯非課税者を除く。)	10,000円	5,000円
一般所得Ⅱ	市町村民税の課税年額が71,000円以上251,000円未満の場合	20,000円	10,000円
上位所得	市町村民税の課税年額が251,000円以上の場合	30,000円	20,000円

備考

- 上記の表中「市町村民税の課税年額」とは次に掲げる対象者の区分に応じ、当該区分に掲げる者の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の課税年額(同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額に限る。)を合算した額をいう。  
 (1) 対象者が第3条第2号ロからヘまでの規定により医療に関する給付を受けている場合 対象者が当該規定による被保険者である場合にあつては当該対象者、対象者が当該規定による被扶養者である場合にあつては認定基準世帯員  
 (2) 対象者が第3条第2号イ又はホの規定により医療に関する給付を受けている場合

ロ 入院以外については、同一の医療機関同一の滞居又は同一の訪問看護ステーションごとに二箇月につき一万円を上限として本人負担額と同額とする。

当該対象者及び当該対象者に係る認定基準世帯員

2 上記の表中「市町村住民税世帯非課税者」とは、対象者及び認定基準世帯員が、地方税法の規定による市町村住民税を課されない者（特別区又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村住民税を免除された者を含むものとし、当該市町村住民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。

3 上記の表中「公的年金等の収入金額等」とは、次に掲げるものを合算した額をいう。

- (1) 所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額
- (2) 地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した額）をい、当該額が零を下回る場合には、0とする。）
- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

(4) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

(5) 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに昭和60年法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

(6) 国家公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）

第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金

(7) 地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）

第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金

(8) 私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）

第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

(9) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金、同条第6項に規定する移行農林年金のうち障害年金及び同法附則第25条第4項に規定する特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの

(10) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第1

66号）に基づく特別障害給付金

(11) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく障害補償給付及び障害給付

(12) 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償

(13) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

(14) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに昭和60年法律第34号附則第97条第1項の規定による福祉手当

4 次に掲げる区分に該当する場合は、当該区分に掲げる額をもって一部負担額の限度額とする。

(1) 第12条の2第3項の規定による認定を受けた場合 0円（追加疾病に対する医療費助成に係る一部負担額に限る。）

(2) 医療費算定対象世帯員において他の難病認定患者がいる場合 難病認定患者に係る上記の表の階層区分に応じ、当該階層区分に定める額に当該難病認定患者及び当該他の難病認定患者に係る当該階層区分に掲げる額を合算した額をもって当該階層区分に掲げる額のうち最も高い額を除いて得た率を乗じて得た額

(3) 難病認定患者が支給認定患者等（難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項に規定する支給認定患者等をいう。以下同じ。）である場合又は医療費算定対象世帯員において支給認定患者等がいる場合 0円

(4) 難病認定患者が小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）である場合又は医療費算定対象世帯員において小児慢性特定疾病児童等がいる場合 0円

5 一部負担額の限度額に10円未満の端数が生じた場合には、端数は切り捨てるものとする。

別記第一号様式を次のように改める。

別記  
第1号様式(第5条関係)

難病医療費助成申請書兼同意書

フリガナ 氏名	姓	名	性別	男 女	生年 月日 (満 歳)	日生 年月日 (満 歳)
住所	郵便番号	区町 丁目	番	号	番号	番号
種類	協会・船員・日雇・組合・共済・国保・後期高齢 (退職被保険者)	本人・家族	保険者番号	番号	番号	番号
後期高齢者医療被保険者証又は高齢受給者証を所持している場合の負担割合	1割・2割・3割	申請者の氏名又は住所・電話番号が患者と同じ場合は該当する数字に○を付け、異なる場合は下欄に記入してください。	フリガナ 氏名	姓	名	性別
1 患者氏名と同じ	郵便番号	区町	丁目	番	号	番号
2 患者住所・電話番号と同じ	郵便番号	区町	丁目	番	号	番号
住所	(ペンション名等)	番号	番号	番号	番号	番号

病状報告書

病名	1 なし・有り (要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5)	身障手帳	なし・有り (
介護認定	なし・有り (人工呼吸器・吸引器・気管切開・酸素・用ろう・聴覚障害)	特定疾病療養受療証	なし・有り
医療処置	1 生活のほぼすべてに介助が必要 2 生活の一部(歩行・食事・入浴・排せつ)に介助が必要 3 介助なく日常生活を送ることができる	現在生活 状況及び 療養	ア 就労 イ 就学 ウ 自宅療養 エ 入院 (医療機関名) オ その他施設入所 (施設名)
通院状況	医療機関名 ( )	回/1か月	

私は、本申請書に添付した臨床調査個人票に記載された検査結果等を、治療研究基礎資料として厚生労働省及び東京都に提供すること並びに他道府県に転居する場合には転居先道府県に引き継がれることに同意した上で、上記疾病の医療費助成を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

臨床調査個人票の使用に当たっては、プライバシーの保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。

年 月 日 申請者氏名  
東京都知事 殿

申請受付 年月日	年 月 日	收受印欄
-------------	-------	------

(注) 1 申請日前3か月以内に発行された①臨床調査個人票又は②診断書及び③住民票の写しを添付してください。  
2 医療費助成開始日は、規則に別に定めがある場合を除き、本申請書の受理日となります。

(日本工業規格A列4番)

別記第二号様式の次に次の二様式を加える。

第2号様式の2(第5条関係)

難病医療費助成申請書兼同意書(東京都対象難病用)(新規・更新)

受給者番号

フリガナ	姓	名	性別	生年月日 (年齢)	年 月 日 (満)
氏名					
郵便番号	-	-	電話番号	( )	
住所	区 町 丁目 番 号 (マンション名等)				
加入 医療保険等	種類	協会・船員・日雇・組合・共済・国保・後期(退職保険者)	本人・家族		
	保険者名称	記号	番号		
	保険者番号				
				1割・2割・3割	

以下に該当する場合は□に印をつけてください。

<input type="checkbox"/> 患者氏名と同じ	フリガナ	姓	名
<input type="checkbox"/> 患者住所・電話番号と同じ	フリガナ	姓	名
※いずれかの□に印をつけてください。	父	母	子
郵便番号	-	-	電話番号
住所	都 府 区 町 丁目 番 号 (マンション名等)		

病名	①	②	③
④	⑤	⑥	

その他  
申請情報  
該当する場合は□に印をつけてください。

【更新の場合のみ】  
 申請日の属する月以前の12か月の間に、上記の難病に関する月ごとの医療費総額が50,000円を超える月が6回以上あった。※別に定める。医療機関の療養証明を添付してください。  
 申請日の属する月以前の12か月の間に、上記の難病に関する月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が3回以上あった。※別に定める。医療機関の療養証明を添付してください。  
 有効期限が平成26年12月31日までの難病の医療費をお持ちだった方のみ】  
 重症認定を申請する。 ※別に定める診断書を添付してください。

患者と同じ医療保険に加入している者	氏名	患者との続柄
	氏名	患者との続柄
	氏名	患者との続柄
	氏名	患者との続柄
世帯に関する情報	フリガナ	生年月日
	氏名	受給者番号
	氏名	生年月日
	氏名	受給者番号
	氏名	生年月日
	氏名	受給者番号
	氏名	生年月日
	氏名	受給者番号

介護認定	無・有(要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5)	身体障害者手帳	無・有(級)
医療処置	無・有(人工呼吸器・吸引器・気管切開 酸素・胃ろう・経管栄養)		
生活・療養の状況	1. 生活のほぼ全てに介助が必要 2. 生活の一部(歩行・食事・入浴・排泄)に介助が必要 3. 介助不要 ア. 就労 イ. 就労 うち 労務療養 イ. 入院(医療機関名: ) オ. その他施設入所施設名: )		
通院状況	医療機関名( )		回/1か月

診断書の利用  
についての同意  
どちらかの□に印をつけてください。

【重要なお知らせ】  
本申請書の内容及び本申請書に添付された診断書については、患者の方が良薬かつ適切な医療等を受けられるよう、患者の同意の下に厚生労働省や東京都、区市町村の研究事業その他の難病疾患の方の支援のための基礎資料として使用することとします。  
なお、治療研究に際して更に詳細な力をお願いする場合は、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、改めて同意の承諾を御座います。

はい  いいえ

本申請書に記載のとおり申請します。

年 月 日 申請者氏名

東京都知事 殿

収受印押印欄

(日本工業規格A列3番)

人工呼吸器等装着者に係る診断書

フリガナ	性別	生年月日	年	月	日生 (満 歳)
氏名					
①人工呼吸器の使用について					
※人工呼吸器装着者とは、気管切開口を介した人工呼吸器を使用している者、鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器を使用している者をいう。					
人工呼吸器使用の原因となる疾病					
人工呼吸器の装着開始時期					
年 月から					
人工呼吸器の種類					
1. 気管切開口を介した人工呼吸器 2. 鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器					
施行状況					
1. 間欠的施行 2. 夜間に継続的に施行 3. 一日中施行 4. 現在は未施行					
離脱の見込み					
1. あり 2. なし					
食事					
1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助					
椅子とベッド間の移動					
1. 自立 2. 軽度の介助 3. 部分介助 4. 全介助					
※軽度の介助：軽度の部分介助又は監視を要する部分介助；盛ることは可能であるがほぼ全介助					
整容					
1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助					
トイレ動作					
1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助					
入浴					
1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助					
移動					
1. 自立 2. 軽度の介助 3. 部分介助 4. 全介助					
②体外式補助人工心臓の使用について					
体外式補助人工心臓の原因となる疾病					
体外式補助人工心臓の装着開始時期					
年 月から					
医療機関名					
医療機関所在地					
電話番号 ( )					
医師の氏名					
印 記載年月日： 年 月 日					

※1 人工呼吸器及び体外式補助人工心臓の使用の必要性が、医療費助成の対象となる疾病によって生じている場合に本診断書を提出してください。

※2 人工呼吸器を装着している方については、以下のフからりまでを全て満たす方を想定しています。該当の方は本診断書を作成する必要はありません。

「施行状況」の項目において「3. 一日中施行」に該当する。

「離脱の見込み」の項目において「2. なし」に該当する。

「生活状況」の各項目において、いずれも「部分介助」又は「全介助」に該当する。

(日本工業規格A列4部)

別記第三号様式を次のように改める。

第3号様式 削除

別記第十二号様式を次のように改める。

第12号様式 削除

別記第十五号様式及び第十六号様式を次のように改める。

第15号様式及び第16号様式 削除

別記第十七号様式から第十九号様式までを次のように改める。